

除 染 等 の 業 務



平成24年1月1日に、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）が施行され、事業者は、除染等の作業に労働者を従事させるときには、除染等業務**特別教育**の実施が必要となりました。また、除染業務を行うときは**作業指揮者（指揮者教育修了者）**を定め、除染等作業の指揮を行わせることとなりました。

◆ 特別教育について

◇ 除染電離則 第19条 除染等業務に係る特別の教育

事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

- 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- 二 除染等作業の方法に関する知識
- 三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
- 四 関係法令
- 五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い

2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（一～四は学科教育、五は実技教育です）

◇ 平成24年7月1日に改正された「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）が施行され、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域でこれまでの除染等業務に加えて特定汚染土壌等取扱業務を行う事業者も労働者に特別教育を実施することが必要となりました。

当協会では、事業者に代わり、除染等業務特別教育（学科教育・一部実技教育※）講習（**特定汚染土壌等取扱業務を含む**）を実施することとしました。

※一部実技教育：放射線測定器の取扱、外部放射線による線量当量率の監視、汚染防止措置、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去、保護具の取扱について行います。

下記の実技教育は行いませんので、各事業場にて実施して下さい。

土壌等の除染等の業務・除去土壌の収集等の業務・汚染廃棄物の収集等の業務に係る作業及び使用する機械等の取扱・特定汚染土壌等取扱作業の実技

本講習を受講された方には、後日になりますが「修了証（学科・一部実技）」を発行します。

（講習当日ではありませんのでご了承下さい。）

除染等業務特別教育 講習科目（学科・一部実技）と講習時間

講 習 科 目
1. 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
2. 除染等作業の方法に関する知識
3. 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
4. 関係法令
講 習 時 間
8：40～17：00（昼休憩12：40～13：20）



◆ 作業指揮者について

◇ 除染電離則 第9条 作業の指揮者

事業者は、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該除染等作業の指揮者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき当該除染等作業の指揮を行わせるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(前条第1項とは、「あらかじめ作業計画を定め、かつ当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。」との規定です。)

- 1 除染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定すること。
- 2 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。
- 4 除染等作業を行う個所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。



◇ 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

第6-1 作業指揮者に対する教育

(1) 除染等事業者は、除染等業務における作業の指揮をする者を定めるときは、当該者に対し、次の科目について、教育を行うこと。

- ア 作業の方法の決定及び除染等業務従事者の配置に関すること
- イ 除染等業務従事者に対する指揮の方法に関すること
- ウ 異常時における措置に関すること

当協会では、事業者に代わり、除染等業務作業指揮者教育の講習を実施することとしました。

作業指揮者に対する教育 講習科目(学科)と講習時間

講習科目
1. 作業の方法の決定及び除染等業務従事者の配置に関すること
2. 除染等業務従事者に対する指揮の方法に関すること
3. 異常時における措置に関すること
学科講習のみで、実技講習はありません。
講習時間
8:40~15:30 (昼休憩12:40~13:20)

本講習を受講された方には、後日になりますが「修了証」を発行します。

(講習当日ではありませんのでご了承下さい。)

(注意) 受講については制限はありませんが、作業指揮者(監督者)の教育となりますので、あらかじめ除染等業務特別教育を受講された方が受けられることをお勧めします。

また、作業指揮者は作業現場にて労働者の指揮、監督業務を行いますので、本教育(除染等業務作業指揮者教育)のほかに除染等業務特別教育も必要になりますのでご注意ください。

